

平成 23 年 12 月 9 日

各 位

株式会社 北海道銀行

**『持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）』に
対する署名について**

北海道銀行（頭取 堰八義博）では、日本版環境金融行動原則起草委員会が策定した『持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21 世紀金融行動原則）』に署名しましたのでお知らせいたします。

本原則は、平成 22 年 6 月に環境省中央環境審議会「環境と金融に関する専門委員会」から環境金融行動原則の策定が提言され、平成 23 年 10 月に日本版環境金融行動原則起草委員会が、日本における環境金融の裾野の拡大と質の向上を目指して策定されました。

当行では、昭和 34 年から「さっぽろライラックまつり」の協賛にはじまり、環境配慮型住宅ローン等の各種環境金融商品の提供、道内各地での植樹活動、CO₂ 排出目標の設定、今年 7 月から全国の地方銀行が参加する「日本の森を守る地方銀行有志の会」の会長行として環境保全活動の進展を図るなど、さまざまな活動を展開しております。

今後も地域金融機関として、持続可能な社会の形成に向けた活動を積極的に取り組んでまいります。

以 上

【本件に関する照会先】 経営企画部広報 CSR 室 沼田 011-233-1005